

# 治山事業委託実施要領

## 治山事業委託実施要領の改正について

昭和 56 年 9 月 18 日 農林第 973 号  
平成 16 年 3 月 30 日 農緑第 1880 号  
平成 31 年 3 月 28 日 農森第 2852 号  
令和 3 年 3 月 26 日 農森第 2706 号  
最終改正 令和 7 年 3 月 10 日 農森第 2335 号

部長より各出先事務所長等あて

みだしのことについて、別紙のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日以降の契約に係る治山の委託事業から適用することとしたので通知する。事業の実施にあたっては、遺憾のないよう万全を期されたい。

# 治山事業委託実施要領

## (目的)

第1 この要領は、県が行なう民有林補助治山事業及び県単独の治山施設維持管理事業等（以下「治山事業」という。）を委託する場合に必要な事項を定めるものである。

## (委託事業の範囲)

第2 この要領により委託に付することができる治山事業は、民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日48林野治第2235号）で定める事業及び治山施設維持管理事業のうち、別途で定める「防災林造成事業と保安林緊急改良事業における事業・発注区分の考え方（平成31年3月28日農森第2666-2号）」によるものとする。

なお、森林整備の作業とは、地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する作業及びこれに類する作業とする。

## (受託者の対象)

第3 治山事業を受託することができる者（以下「受託者」という。）は、「沖縄県農林水産部保安林整備委託業務指名競争入札参加資格名簿」に登録されている者とする。

## (設計書等の作成)

第4 設計書の作成にあたっては、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号）によるものとする。

## (事業の執行実施)

第5 治山事業の執行にあたっては、沖縄県財務規則により行うものとする。

2 治山事業の遂行にあたっては、標準仕様書は、森林土木工事共通仕様書（沖縄県農林水産部制定）によるものとする。

3 施工管理は、森林土木工事施工管理基準（沖縄県農林水産部制定）によるものとする。

## (委託契約書)

第6 沖縄県財務規則第106条による契約書は、建設工事請負契約約款（沖縄県告示第317号（以下「契約約款」という。））によるものとする。

なお、契約約款の第10条（現場代理人及び主任技術者等）、第35条の2（中間前金払）、第40条（債務負担行為に係る契約の特則）、第41条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）及び第42条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）については、削除するものとする。

## (監督員)

第7 監督員の職務は、沖縄県財務規則第112条によるほか、沖縄県農林水産部工事監督要領及び同運用方針（以下「監督要領等」という。）によるものとする。

## (設計変更)

第8 設計変更並びにそれに伴う変更契約を行う場合は、沖縄県農林水産部建設工事設計

変更 要領（以下「変更要領」という。）によるものとする。

（検査）

第9 沖縄県財務規則第113条及び契約約款第31条第2項及び32条に基づく検査は、沖縄県農林水産部工事検査要領及び同運用方針（以下「検査要領等」という。）、森林整備事業検査基準（以下「検査基準」という。）によるものとする。

また、契約約款第32条第2項の通知を受けた日から「14日以内」を「10日以内」に読み替える。

なお、運用方針の7（県補助事業の工事完成確認）については、削除するものとする。

（支払い）

第10 契約約款第33条第2項の請求を受けた日から「40日以内」を「30日以内」に読み替える。

（前金払及び部分払）

第11 前金払いについては、沖縄県財務規則第119条、契約約款第35条及び第37条による。

2 部分払いについては、沖縄県財務規則第117条及び契約約款第38条による。ただし、部分払の回数は、1回を越えないものとする。

（事業の関係様式）

第12 この要領による事業の標準の様式については、沖縄県農林水産部建設工事関係標準様式集、第7の監督要領等、第8の変更要領、第9の検査要領等に基づく様式を適用するものとする。

（その他）

第13 第6の契約約款、第7の監督要領等、第8の変更要領、第9の検査要領等の「建設工事」を「治山事業」、「工事」を「事業」、「請負」を「委託」、「請負者」を「受託者」、「工事請負」を「委託事業」に全て読み替えて適用するものとする。

なお、第12の関係様式についても上記により読み替えて適用するものとする。